

仙台市農業施策基本方針

令和 3 年 6 月

仙台市経済局

1 はじめに

本市は宮城県のほぼ中央部に位置し、東部は太平洋に面して仙台平野といわれる平坦な水田地帯が広がり、西部は山岳丘陵地帯が続いている。水田が全農地の9割を占め、水稻を中心に大豆・野菜の栽培や畜産などが営まれている。

気候は比較的温暖であるが、夏季にはオホーツク海高気圧から噴き出す冷たく湿った東寄りの風（やませ）により、農作物の生育に影響を受けることもある。

本市は人口109万人を超える東北地方唯一の政令指定都市であり、商業・サービス業を中心とした産業構造である。農業は全国と同様に農家戸数、農業従事者数とも減少傾向であり、従事者の高齢化や担い手不足などの状況にある。特に中山間地域である西部地区では、その状況が顕著であり、耕作放棄地が年々増加している。これにより、鳥獣被害の拡大を招くだけでなく、地域によっては農地・農業用施設等の機能の低下が懸念されている。

東日本大震災の被害を受けた東部地区では、ほ場整備事業による生産基盤の整備や農地中間管理事業等による農地の集積、集落営農組織の法人化が進んでいる。また、市内産農産物を使った加工品開発や農家レストランなどの農業の6次産業化の取組など、新たな農業経営の動きが見られている。

さらには、新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式や健康増進への関心の高まり、持続可能な社会に向けた動きの拡大などの社会経済の変化により、食に対する市民の意識やニーズが多様化してきている。

本基本方針は、これら本市の地域特性や農業を取巻く現状、国等の動向を踏まえ、本市農業の持続的な発展を図り、食の安定供給と農業の収益性向上を目指して本市が今後取り組む農業施策の考え方を示したものである。

2 期間

本方針の期間は概ね令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 目指す将来像

本基本方針においては、以下に示す本市農業の将来像を目指す。

地域特性に応じた生産性の向上や経営力の強化、鳥獣被害対策の充実により、農地等の資源が適切に維持・形成されるとともに、広く市民に農業の魅力や恵みがもたらされる等、環境に配慮した持続性の高い農業が展開されている。

○東部地区では、ほ場整備事業により汎用化された農地を活かした大規模で生産性及び収益性の高い農業に取り組んでいる。

○西部地区では、中山間地域等の特性を活かした小中規模の多様で継続性の高い農業に取り組んでいる。

○市内全域で、経営規模や個人・法人など形態の異なる様々な担い手が、それぞれの目標実現に向けて生産や経営に関するデータを活用し、魅力溢れる農業に取り組んでいる。

4 施策の柱

将来像の実現に向けて、以下4つの柱に沿った施策を展開する。

また、特に重点的に取り組む施策は下記のとおりとする。

(1) 経営体の確保・育成

【重点】多様な担い手の育成や事業承継の支援

(2) 生産基盤の強化

【重点】西部地区におけるほ場整備の推進

(3) 魅力ある地域の形成

【重点】地域農業維持のための有害鳥獣対策の充実

(4) 収益性の向上と所得の確保

【重点】消費拡大に向けた情報発信の強化

(1) 経営体の確保・育成

【背景】

農業従事者の減少・高齢化が進行している現在、担い手の確保・育成及び経営の承継に向けた環境づくりが求められている。

また、農業従事者を増やし、安定した経営を確立するためには、所得の確保や労働環境の改善など、経営力を強化する必要がある。

【方針】

地域農業を支える人材として多様な経営体を確保・育成するとともに、特性に応じた生産性の向上などにより経営力を強化する。

【講ずべき施策】

- ①意欲ある認定農業者や組織化・法人化した集落営農組織など、地域農業の中心となる経営体を育成するとともに、経営体の円滑な世代交代・事業承継を支援する。
- ②新規就農者や参入者、兼業農業者など多様な担い手がそれぞれの目指す農業に安心して取組めるよう支援するとともに、農福連携なども見越した就農促進のため、就農希望者のマッチングを行う。
- ③収益性の向上やリスク・労務の管理など経営力強化に向け専門家派遣や研修などを実施し、経営感覚豊かな農業経営者を育成する。

【主な事業】

＜講ずべき施策①＞

◎認定農業者経営力強化事業

次世代を担う認定農業者等を対象に、経営、財務、労務、マーケティングなどの知識・ノウハウの習得に向けた「せんだい次世代農業経営者育成ゼミ」を開催し、経営力の強化を図る。また、認定農業者の経営改善計画をフォローアップし伴走型支援を行う。

◎農業法人等育成支援事業

地域特性にあった付加価値の高い園芸作物の導入等による複合化、栽培技術の向上、労働時間の省力化、生産経費の削減、営農意欲の向上等、一体的に取り組み、法人の経営全体を捉えた「高収益化」を目指したモデル事業を実施する。

○担い手育成

農業経営に意欲的に取り組む農業者等を認定農業者として認定・育成するとともに、新規就農者、集落営農組織など、多様な担い手に対して支援をする。

○強い農業・担い手づくり総合支援事業

地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設等を導入し、経営改善・発展に取り組む支援をする。

○担い手確保・経営強化支援事業

先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む認定農業者等に対し、農業用機械等の導入支援を行う。

○農林漁業振興資金利子補給

農林漁業者が、施設の整備拡充・経営の改善等に必要な資金の融資を受けた場合に利子補給を行う。

＜講ずべき施策②＞

○新規就農・人材育成推進事業

農業法人と新規就農者とのマッチングの機会を創出し、雇用就農を促進するとともに、新規就農者の定着の支援を行う。

◆次世代アグリヒロイン活躍支援事業

次世代の女性農業者の掘り起こしを行い、広く女性農業者を対象とした研修会等を実施することによりスキルアップを図

り、女性農業者が活躍する経営体の育成を目指す。

＜講ずべき施策③＞

○拠点施設活用

民間事業者が運営する農業園芸センターを、農業者等の人材育成及び市民が農と触れ合える拠点施設としての活用を進める。

○6次産業化等チャレンジ支援事業

6次産業化や農商工連携等の新たな取組について、専門家の知見を活用し、経営改善の指針となる事業計画の策定から商品開発、加工・製造、販売まで一貫した伴走型支援を行う。

○認定農業者経営力強化事業（再掲）

＜今後取組を検討する事業案＞

□施設園芸立地支援助成

単位面積当たりの収入を高める取組を支援するため、施設園芸事業を始める法人に対する支援を行う。

□新規就農希望（予定）者等育成支援事業

モデル研修農場で専門家の助言指導を受けるなど、農業生産及び経営計画作成等を支援する。

□御用聞き型集落営農組織訪問

集落営農組織を訪問し、地域の実情や課題を把握し、経営力強化や事業承継を支援する。

□新規就農者指導支援事業

新規就農希望者を認定農業者が指導する補助金支援制度を整備する。

□認定農業者表彰制度

計画の達成状況に応じたインセンティブ制度を整備する。

□異業種連携雇用確保対策

異業種と連携して通年雇用や労働力を確保する。

□地域おこし協力隊制度の活用

地域おこし協力隊の制度を新規就農に特化し、研修や定着に向けた準備に活用する。

□企業農地取得推進事業

農地所有適格法人以外の企業が農業参入のための農地取得を、国家戦略特区等を活用し推進する。

◎：重点的に取り組む事業 ◆：令和3年度新規事業 ○：継続事業 □：今後取組を検討する事業案

(2) 生産基盤の強化

【背景】

ほ場整備事業により農地の生産性の向上・保全を図るとともに、地域の担い手への農地の集積・集約を進め、農地を有効利用することが求められている。

また、地域で管理する水路やため池などの農業用施設は重要な生産基盤の一つであることから、将来にわたって安全に利用できるよう維持管理していく必要がある。

【方針】

農地の再整備や集積・集約、農業用施設の適正な維持管理などにより、良好な生産基盤の整備や保全、有効利用を進める。

【講ずべき施策】

- ①中山間地域で狭小な農地が多い西部地区において、農地の生産性向上を図るため、ほ場整備事業を着実に実施する。
- ②農業用施設の老朽化や大雨などの甚大化する自然災害への対応として、土地改良区等と連携しながら、施設の長期計画に沿った予防的な補修や更新を行う。
- ③農業振興地域整備計画の適切な運用や農業委員会との連携などにより、農地の保全とその有効利用を促進する。
- ④農業者や農業協同組合等とともに将来の地域農業のあり方を検討し、中心となる経営体への農地の集積・集約を推進する。

【主な事業】

<講ずべき施策①>

◎農地整備事業

大倉日向地区、倉内・大針地区、秋保野尻地区におけるほ場整備を実施し、農地の大区画化をはじめとする耕作条件の改善により、担い手への農地集積・集約化を促進する。

○国営・県営造成施設管理体制整備促進事業

国営及び県営で実施している土地改良事業における土地改良区の活動を支援する。

○土地改良区の自主事業への支援

土地改良区が自ら行う施設の更新や土水路等の整備を一部支援し、土地改良区及び農業者負担の軽減を図り、持続的な農業経営を推進する。

<講ずべき施策②>

○農業用施設の修繕

農業用施設の適正な維持管理やため池、水路の安全防護柵の設置を行う。

○農業用施設浚渫

農業用施設の土砂浚渫（しゅんせつ）、防災重点ため池の浚渫（浸水対策事業）を実施する。土地改良区・水利組合への補助を行う。

○農業用施設除草・清掃

排水機場等の運転管理業務委託の他、農道・水路、ため池、農村公園等の除草・清掃（ゴミ処理）を行う。

○売電収入の確保

大沼太陽光発電及び朴沢小水力発電による売電収入により、施設の維持管理に必要なコストの軽減を図る。

○農業用施設の調査・計画策定

農道橋の健全度の診断等の実施、保全計画の策定により、効率的な更新や保全管理を推進する。また、防災重点ため池等の監視システムの保守運用により、ため池の各種データを観測・収集し、緊急時の迅速な避難体制を市民に発信する。

◆仙台東地区ほ場整備事業データ更新

国直轄事業の仙台東ほ場整備事業の完了に伴い、整備後の農業用施設データの更新を行い、施設の適切な維持管理を推進する。

○農業用施設の整備・補修

老朽化した農業用施設の更新や整備を総合的に実施することで集中豪雨等による災害を防止するなど、農業生活環境の安定を図る。また、農業水利施設の機能低下により、災害の恐れが生じている箇所において、その機能を回復し被害の発生を未然に防ぐ。

○農業用施設長寿命化対策事業

既設農業用施設の機能保全計画に基づいて、維持管理費用も含めた保全コストが最小となるような長寿命化対策を施す。

◆防災重点ため池等監視システム整備

防災重点ため池等に監視システム（水位計、定点カメラの設置）を整備し、災害等の発生時にため池の状況を速やかに把握する。

○県営農地防災事業（月山池・斉勝沼地区、住吉台地区）

防災重点ため池における堤体の安全性を早期に確保し、大雨などによる災害を未然に防止する。

<講ずべき施策③>

○農業振興地域整備計画の運用、システム保守管理

農地の保全とその有効利用を促進する。

<講ずべき施策④>

○仙台市地域農業基盤強化プラン（人・農地プラン）

地域の中心となる経営体の育成や農地集積等に必要な取組に対する支援を行う。

◎農地中間管理事業等

農地の貸付を希望する土地所有者から農地中間管理機構が農地を借り受け、地域の担い手に対して、まとまりのある形で農地を貸し付けることで、農地を有効に利用し、担い手の農業経営の効率化を支援する。

<今後取組を検討する事業案>

□御用聞き型集落営農組織訪問事業（再掲）

集落営農組織を訪問し、地域の実情や課題に関する意見を把握する。

□農地集積等利用推進事業

ほ場整備事業等が完了する地区を中心に、認定農業者などの担い手に安定的な経営確立に向けて農地の集約的な利用調整を実施する。

◎：重点的に取り組む事業 ◆：令和3年度新規事業 ○：継続事業 □：今後取組を検討する事業案

(3) 魅力ある地域の形成

【背景】

西部地区で増加しているイノシシ等の鳥獣による農作物や農業用施設への被害は深刻であり、対策に係る労力や費用が大きな負担となっている。

また、地域の農地や農業用施設は農業者による維持管理が中心であったが、農業者の減少や高齢化などにより、これまでと同様の管理手法の継続が難しくなっている。

さらに、農業の多面的機能を享受する市民の理解を深めるため、市民が農業に関わる機会を増やしていく必要がある。

【方針】

深刻化する農作物への鳥獣被害について、イノシシ等の捕獲・処理を含めた対策の取組を一層強化するとともに、農業の持つ多面的機能の維持等に向けた共同活動の支援や農業資源を活用した地域づくりを促し、市民の農業との交流を図る。

【講ずべき施策】

- ①地域住民や民間企業等との連携により、鳥獣の生態や被害の実態に即した捕獲や防除対策を強化するとともに、捕獲後の処分体制を整備する。
- ②地域における農地等の草刈などの共同作業による保全活動や作業負担軽減のための技術の導入等を支援する。
- ③市民の農業への関心を高めるための情報発信に努め、市民農園や学童農園、イベント等の多様な農業体験や食育等につながる取組を支援する。

【主な事業】

＜講ずべき施策①＞

◎仙台市有害鳥獣対策協議会負担金

仙台市をはじめ、ＪＡ仙台及び宮城県農業共済組合と組織する協議会に対し、運営を支援する。

◎◆農作物有害鳥獣対策防除支援事業補助金

農作物被害を防止するための防護柵設置や、わな・猟銃免許取得講習会受講費及び箱わな等の購入費用を補助する。

◎◆大規模防護柵維持管理支援事業

大規模防護柵（ワイヤーメッシュ柵）の維持管理を行う各地区の農業者団体等に対し、補修資材を補助する。

◎有害鳥獣捕獲強化対策事業

イノシシ等を捕獲するための箱わな等の購入や、捕獲者に対する捕獲報奨金の支払い、ＩＣＴを活用した捕獲システムの運用により捕獲強化を図る。また、捕獲したイノシシの処分が課題となっていることから、民間企業が所有する解体処理場を借用することにより、猟友会等の処理負担軽減を図る。

◎地域ぐるみの捕獲対策事業

地域での捕獲対策を推進し、有害鳥獣による農作物被害の軽減を図る。

◎鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動

平成30年度から設置した鳥獣被害対策実施隊の活動を通じて捕獲対策の強化に取り組む。

＜講ずべき施策②＞

○中山間地域等直接支払交付金

農地の中でも傾斜地が多く、平坦地より負担の多い中山間地における農業生産活動の維持や耕作放棄地の発生防止等を目的として、草刈り等の共同活動を支援する。

○多面的機能支払交付金

土砂災害の防止や生態系保全といった農地の持つ多面的機能の発揮により、農業生産活動の維持や耕作放棄地の発生防止等を目的として、草刈等の共同活動を支援する。

＜講ずべき施策③＞

○レクリエーション農園設置補助

レクリエーション農園の開設時に必要な施設整備や修繕に係る費用の補助を行う。

○学童農園事業

学童農園に取り組む農業者に対し、取り組む面積に応じた入園料を補助する。

＜今後取組を検討する事業案＞

□共同作業等負担軽減支援事業

地域で草刈ロボットや被覆植物の導入、堀払用重機等を購入する場合に支援する。

□副業・兼業農園事業

特定作業受託により農園利用者が生産した農産物を販売可能にする。

□有害鳥獣忌避作物転換事業

有害鳥獣の被害に遭いにくい作物（ネギ、にんにく、にら、とうがらし等）への転換と特産化を支援する。

□有害鳥獣捕獲組織結成

鳥獣捕獲を専門的に扱う人員で組織を結成し、本格的な駆除に取り組む。

□産学官連携の捕獲対策事業

捕獲から処分まで一元的に実施できる民間企業や野生動物の生態や行動などに詳しい研究室と連携し、GISやICT等を活用し、効率的に有害鳥獣を捕獲する体制を構築する。また、集落・農地にやってきたイノシシを山に帰さないよう処分する。

□有害鳥獣堆肥化事業

堆肥化施設を整備し、捕獲後に堆肥化する。

◎：重点的に取り組む事業 ◆：令和3年度新規事業 ○：継続事業 □：今後取組を検討する事業案

(4) 収益性の向上と所得の確保

【背景】

経営の安定化や生産環境維持のためには、農業の収益性を高め、農業者の所得を確保することが重要である。

加えて、本市農業の基幹である水田農業を取巻く情勢の変化や新しい生活様式の浸透など社会経済の著しい変動に伴い、将来を見通した生産・加工・販売などの経営戦略の実現が求められている。

【方針】

将来に向けた経営戦略に基づき、高い生産効率を目指した農業経営の確立と効果的な情報交流やブランド力強化などにより農業所得の向上を図る。

【講ずべき施策】

- ①大消費地の強みを活かし、市民の購買意欲向上につながる取組による市内産農産物の消費拡大の推進や、農産物の生産・販売など生産消費相互の情報交流の機会を強化する。
- ②新商品開発等の取組に意欲的な農業者に対し、事業計画の立案から販売までの伴走型支援を行う。
- ③食品業や流通業などの異業種との連携などによる輸出や首都圏販売、観光の土産等を見据え、ブランド力強化や販路づくりの取組を支援する。
- ④水田における大豆や野菜、非主食用米の作付など、米の需給バランスを意識し、生産団地の固定化など安定的な生産体系を構築する。
- ⑤市場ニーズにあった収益性の高い野菜や果樹などの品目の推奨のほか、スマート農業等のデジタル技術の活用による効率的な農業の取組を支援する。

【主な事業】

＜講ずべき施策①＞

◎◆地産地消機会創出のための情報発信

ホームページや SNS を活用し、地産地消に関する情報発信を強化する。

◆給食向け環境保全米生産補助

市内の学校給食へ提供する環境保全米を確保するために、市内農業者による環境保全米の生産を支援する。

＜講ずべき施策②＞

◎6次産業化等チャレンジ支援（再掲）

6次産業化や農商工連携等の新たな取組について、専門家の知見を活用し、経営改善の指針となる事業計画の策定から商品開発、加工・製造、販売まで一貫した伴走型支援を行う。

＜講ずべき施策③＞

◎生産・流通モデル構築

市内農産物の生産から流通・販売までを見据えたビジネスモデルを構築・実証する。

＜講ずべき施策④＞

◎経営所得安定対策等

需給動向を踏まえた米の計画的な生産を推進し、麦・大豆などを主体とした集団転作体系の定着・拡大を図る。また、稲作と転作を組み合わせた収益性の高い水田農業を確立する。

＜講ずべき施策⑤＞

◎農業生産工程管理（GAP）の普及促進

農業における食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するため、生産管理、効率性及び経営意識の向上につなげる。

◎スマート農業推進事業【無人航空機（ドローン）操縦者確保】

農業分野における「スマート農業」を支援するため、産業用マルチローター（通称：農業用ドローン）を操縦するオペレーターを確保する集落営農組織等に対して、経費の一部を補助する。

○施設園芸推進（パイプハウス設置等）事業

軟弱野菜及び花き等の安定生産及び安定供給を図り、地場産農産物の生産拡大と、農業経営の安定を目的として、施設（パイプハウス）の整備を支援する。

◆水稻直播栽培支援事業等

直播栽培の促進を図るため、当該栽培に取り組む地域の担い手等に対して、経費の一部補助を行う。

○良質な農産物生産推進

地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献する環境にやさしい農業の取組の推進を行う。

○生産農家経営安定事業

野菜を生産する農業者が安心して生産できるよう、価格変動による経営への影響を緩和する。

○和牛増頭推進事業

優良で高品質の和牛生産を実現するため、和牛受精卵の移植技術等に要する経費に対して補助する。

＜今後取組を検討する事業案＞

□施設園芸立地支援助成（再掲）

□環境保全型農業実証確立事業

大学や企業などと連携し、先端技術等を活用した減農薬や減化学肥料などの環境保全型農業の実証をおこなうほか、学校給食における安定的使用確立体制のための普及啓発を行う。

□栽培技術指導強化事業

園芸センターの研修機能の活用及びインターンシップ受け入れ、市内の果樹栽培を拡大する。

□CSAモデル事業

施設園芸作物を生産している生産組合等による試行的実施を行い、事前注文による商品にレシピを添えた発送を行う。また、利用料に通年の土産野菜代を上乗せした市民農園の普及を行う。

□仙台産野菜PR事業

市内産野菜を使った料理情報動画の定期配信、生産者紹介動画を配信する。

□観光果樹園等普及事業

果物狩り等の収穫体験ができる観光果樹園の充実等を図る。

□みどりの食料システム戦略支援事業

生産力の向上と持続性の両立を技術革新で実現する取組を支援する。

◎：重点的に取り組む事業 ◆：令和3年度新規事業 ○：継続事業 □：今後取組を検討する事業案

5 推進体制

市は、目指す将来像の実現に向け、施策・計画の立案・実施・点検のほか、農業者・関係団体・市民等との調整や情報発信、活動の支援に取り組むとともに、農業者等が以下に示すそれぞれの役割のもと、協力・連携しながら4つの柱に沿った施策に取り組んでいくことを期待する。

なお、こうした協力・連携が円滑に図られるよう、これまでの農業者等への広報紙配布や研修、イベント等の機会での啓発、ホームページ、SNSを活用した情報発信のほか、中心となる経営体等との意見交換の場や懇話会の実施など、多様な手段により本方針の周知に努める。

〈農業者〉

次世代の人材の育成や地域農業の維持に努めるとともに、農業所得向上のための経営努力に取り組む。

〈関係団体（農業協同組合、土地改良区、農業委員会等）〉

農業者の生産環境の維持や農産物の安定供給に向けた支援に取り組む。

〈市民〉

農業の多面的機能を認識し、地産地消や交流活動に積極的に取り組む。

6 策定の経過

本基本方針に関する事項を検討するため、仙台市農業施策基本方針検討委員会を設置し、令和2年度に3回開催した。さらに農業者や関係事業者等からなる懇話会を3回開催し、意見交換等を行った。

1) 仙台市農業施策基本方針検討委員会の設置

① 仙台市農業施策基本方針検討委員会委員

(敬称略、50音順)

委員長	伊藤 房雄	東北大学大学院農学研究科教授
	遠藤 耕太	仙台農業協同組合青年部顧問
	郷古 雅春	仙台市農業委員
	斉藤 緑里	せんだい食農交流ネットワーク代表理事
	齋藤 由布子	一般社団法人 IKIZEN 専務理事
	佐々木 浩志	仙台農業協同組合実行組合長会連絡協議会会長

② 検討委員会開催状況

開催日	議事内容
第1回 令和2年9月7日	・ 農業施策の基本的な方針の見直しについて ・ 「農業施策の方向性（H28-32）」の振返り
第2回 令和3年1月15日	・ 懇話会の振返り ・ 基本方針素案の検討について
第3回 令和3年3月18日	・ 基本方針素案の策定について ・ 推進体制について

2) 関係事業者等による懇話会開催状況

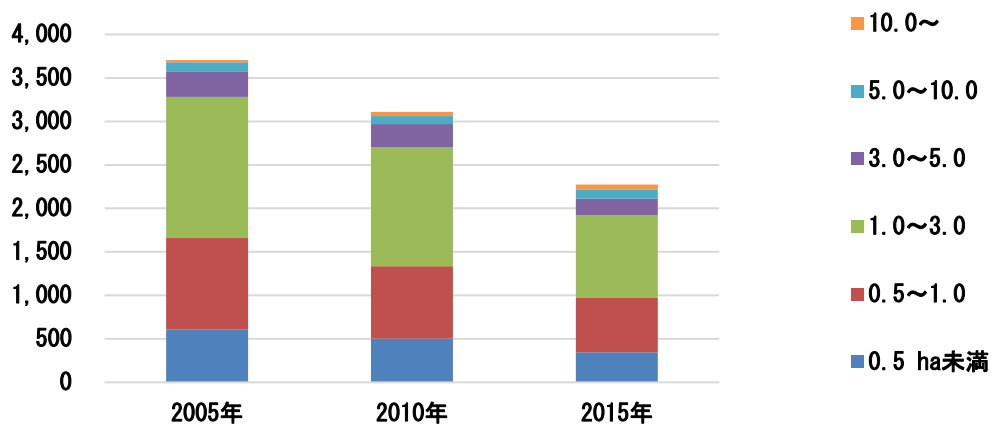
開催日	出席者	内容
第1回 令和2年11月11日	小売業、飲食業等の 関係事業者	・農産物の消費動向について ・社会情勢の変化を踏まえた農業の生産現場への意見要望について ・仙台市農業の地産地消の取組についての課題
第2回 令和2年11月17日	個人経営・園芸農業 中心の農業者	・農業経営における経営課題・今後の展望について ・農地、農村維持について ・売れるものづくりのための経営上の戦略について
第3回 令和2年11月24日	大規模経営農業者	・今後10年間を見据えた経営課題について ・農地・農村維持について ・売れるものづくりのための経営戦略について

(用語解説)

農地の「集積」	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること
農地の「集約化」	農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること
集落営農組織	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織
水稻直播栽培	育苗や移植作業の省力化に繋がる、種籾を水田に直接播種する栽培法
スマート農業	ロボット技術や ICT（「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーション）などの先端技術を活用する農業
農業の多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動が行われることにより生じる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能
中山間地域	農業地域類型区分のうち、中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指す
土地改良区	農業を営む上で必要な農業用排水施設、耕作用の道路等の施設（土地改良施設）の維持管理を行う、農業者で組織する団体
非主食用米	主食用以外を目的に生産される飼料用米等の新規需要米、酒や味噌用米等の加工用米、備蓄米
ほ場整備	農地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、農地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、環境条件を整備すること
認定農業者制度	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度
農業振興地域整備計画	優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市が定める総合的な農業振興の計画
農地中間管理事業	農地を有効に利用し、担い手の経営の効率化を支援するため、農地の貸付を希望する土地所有者から農地中間管理機構が農地を借り受け、地域の担い手に対して農地を貸し付ける事業
農福連携	障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組

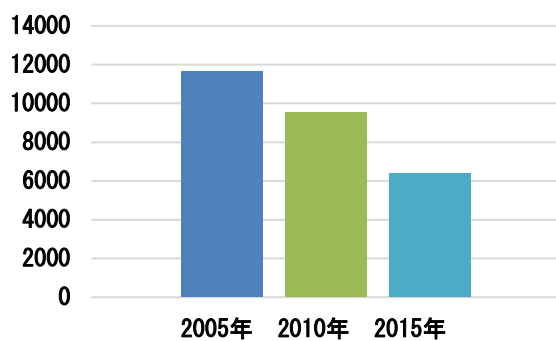
参考資料（いずれも仙台市の数値）

経営耕地面積別経営体数（経営体）



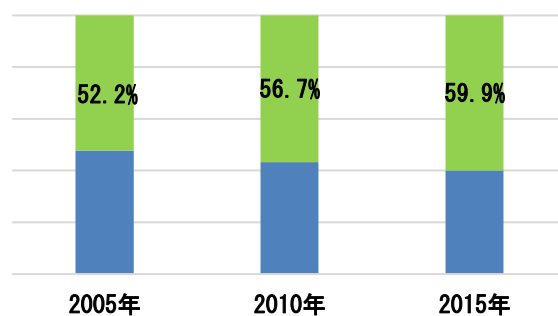
資料：農林業センサス

農業従事者数（人）



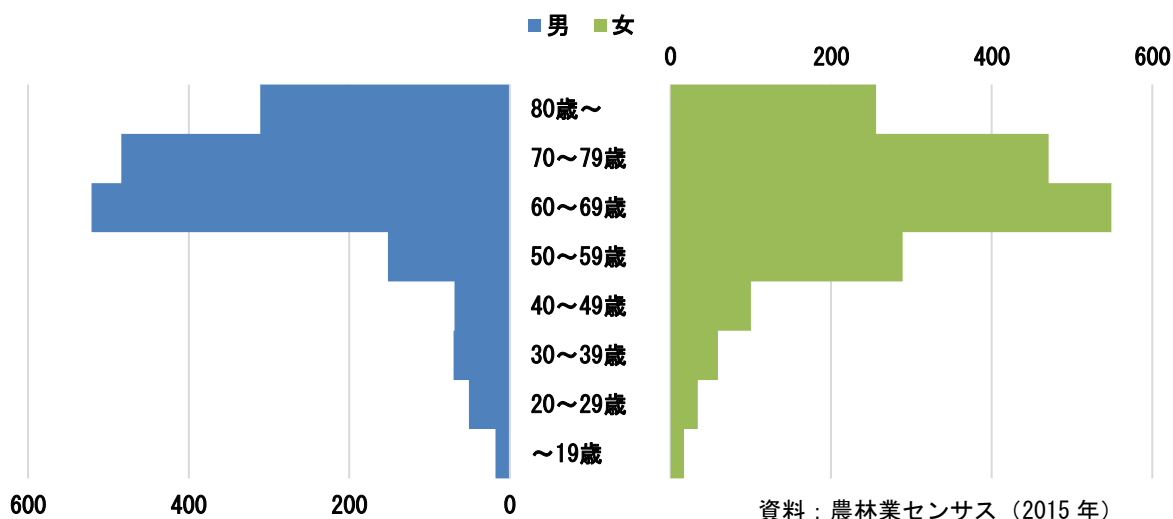
資料：農林業センサス

農業就業人口における65歳以上の割合（％）



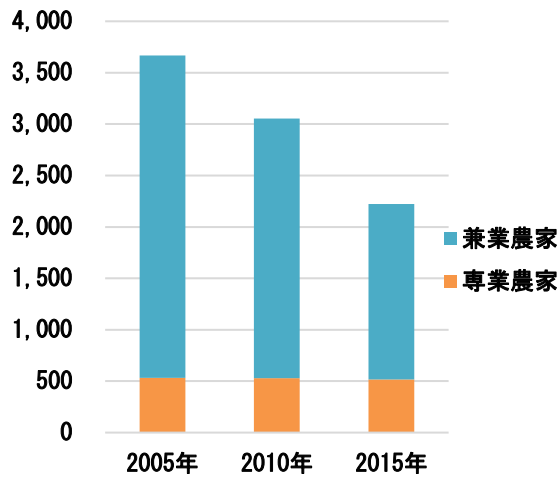
資料：農林業センサス

年齢別農業就業人口（人）

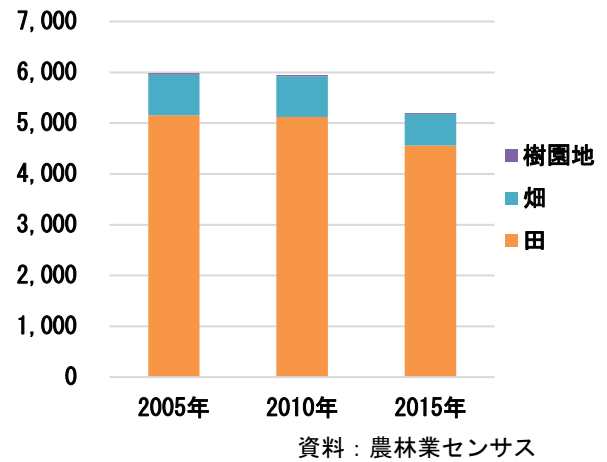


資料：農林業センサス（2015年）

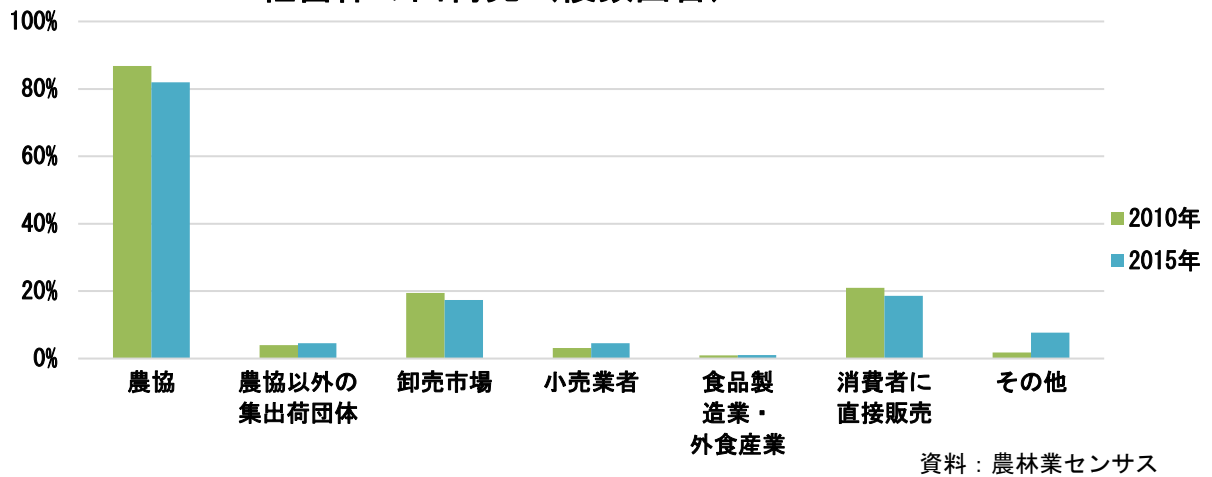
専兼業別農家数（戸）



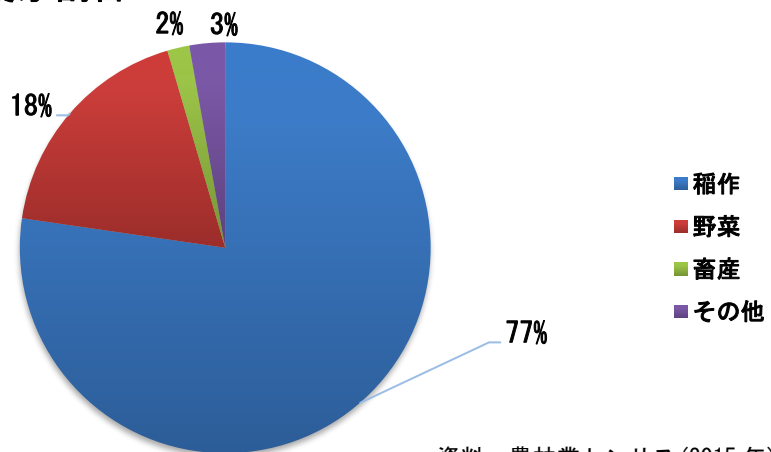
経営耕地の状況（ha）



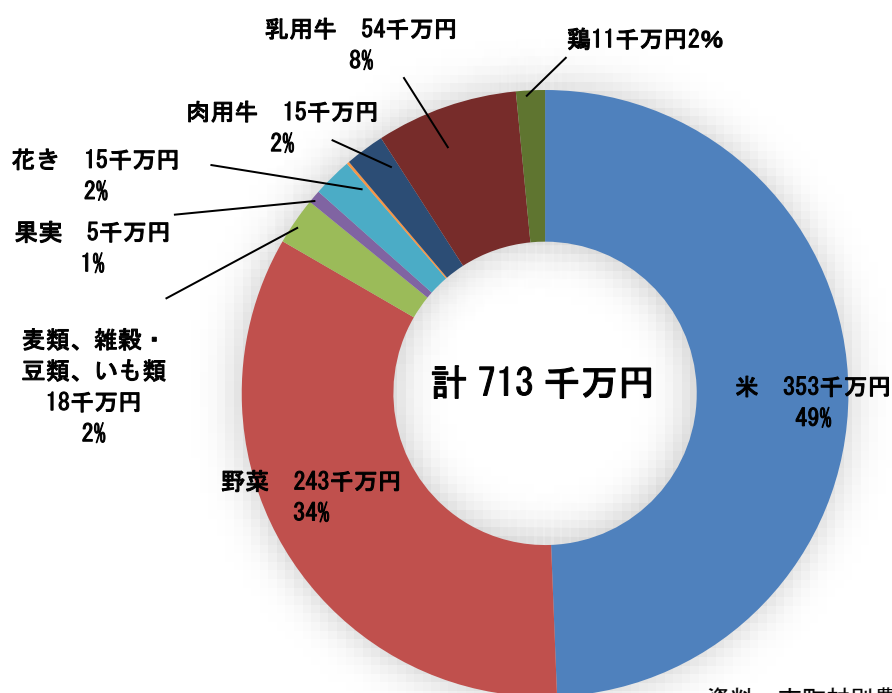
経営体の出荷先（複数回答）



農産物販売金額 1 位の部門別
農家割合

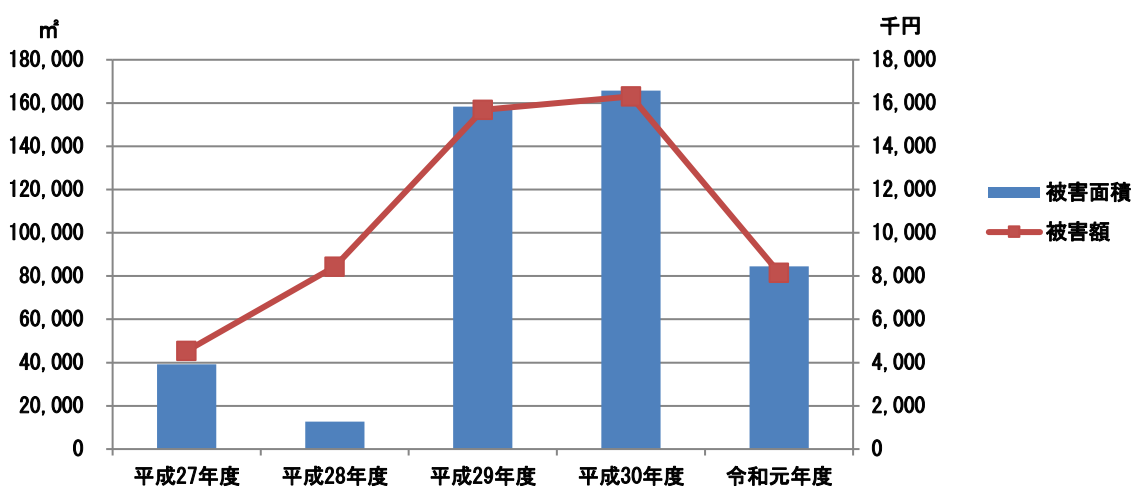


農業産出額の割合



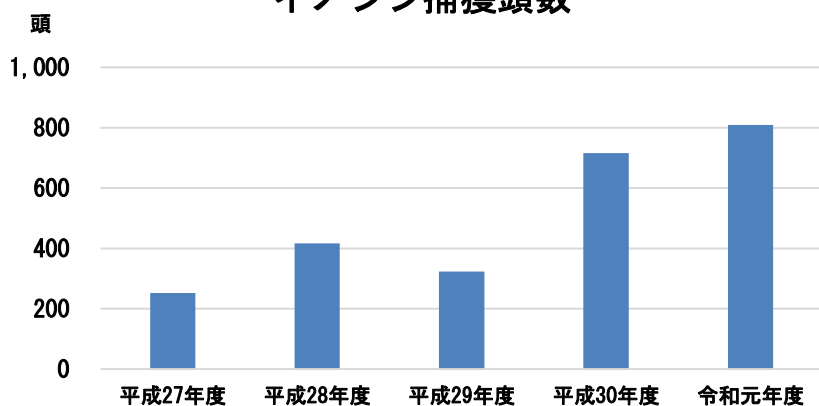
資料：市町村別農業産出額推計（平成 30 年）

野生鳥獣による被害面積及び被害額



資料：市農業振興課調べ（市に報告があったもの）

イノシシ捕獲頭数



資料：市農業振興課調べ

